

# 税



## 軽自動車税減免の手続き

市では申請により、軽自動車税の減免が受けられます。

### 【①身障減免】

身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障害がある方のために使用される軽自動車で、一定の要件を満たすもの

●対象となる車両：▼障害者が所有し、障害者本人が運転する車▼障害者または障害者と生計を一にする方もしくは常時介護をする方が所有し、生計を一にする方もしくは常時介護をする方が運転する車

### ●減免の対象となる障害の範囲

▼身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方▼療育手帳の交付を受けていて、障害の範囲が「A」「A1」「A2」の方▼精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方

※該当要件や詳細はお問い合わせ

わしてください。(市ホームページにも掲載)

### ●申請に必要なもの

▼障害者等に係る軽自動車税減免申請書▼手帳(身体障害者手帳・療育手帳など)▼運転する方の運転免許証▼軽自動車税納税通知書▼印鑑

### 【②構造減免】

車両の構造が身障者の利用に供するための軽自動車

### ●対象となる車両

▼車検証に「車いす移動車」や「障害者輸送用」などと記載のある車両▼車いすの昇降装置、固定装置等の特別仕様車両(注1)

### ●申請に必要なもの

▼市税減免申請書▼車検証(コピー可)▼納税義務者の印鑑▼軽自動車税納税通知書▼(注1)の車両は、装置などの写真

### 【③公益減免】

公益のために直接専用する軽自動車で、一定の要件を満たすもの(リース車両を除く)

### ●対象となる車両

▼公益性があると認められる団体の車両。ただし、使用方法・使

用団体によっては減免の対象にならない場合がありますので、事前に税務課までご確認ください。

### ●申請に必要なもの

▼市税減免申請書▼軽自動車税納税通知書▼法人登録印(実印)

※軽自動車税減免申請期間は、軽自動車税納税通知書が届いてから(5月10日(木)発送予定)軽自動車税納期限の5月31日(木)までの開庁日に申請してください。申請期間を過ぎると減免を受けることができません。

### ※その他の注意

▼「身障減免」の対象は、普通自動車などを含めて1人1台です。また、普通自動車は、大田原県税事務所(TEL(23)4172)にお問い合わせください。

### ▼減免申請書は窓口にあります。

問 申請書係 B1階  
TEL (23) 8785  
湯津上支所総合窓口課 湯  
TEL (98) 2111  
黒羽支所総合窓口課 黒  
TEL (54) 1111

## 県税の納付方法拡大

今まで自動車税のみ対象だったクレジットカード納付が、4月から不動産取得税と個人事業税の納付でもご利用可能となりました。パソコンやスマートフォンなどから「Yahoo! 公金支払い」のサイトで手続してください。(別途手数料がかかります。詳細は県公式ホームページで確認ください)

問 県大田原県税事務所  
TEL (23) 4171

Y! 公金支払



## くらし



### 「緑豊かで美しい庭」を推奨してください

見る人の心に響く、緑豊かで美しい庭(和風・洋風・ガーデンニングなど)を募集しています。応募いただいた庭は、審査の結果優れていると認められた場合、大田原市民憲章推

進大会において表彰します。  
●募集期間：4月2日(月)～27日(金)

●応募要件：市内に所在する手入れの行き届いた美しい「庭」

※自推、他推を問いません。

●応募方法：左記にある応募用紙に必要事項を記入の上、左記に直接または郵送で申し込み。

※審査(5月、9月の2回実施)の際は審査会委員が庭を訪問させていただきます。

問 農林整備課 文3階  
TEL (23) 8012

## 金 自主防災組織活動費補助

市内の自治会などで組織する自主防災組織が、自主的に行う防災に関する訓練の費用や、災害時に使用する備蓄品などの購入費に対し、3万円を限度額として、費用の2分の1を補助する制度を4月1日から実施します。

問 危機管理課 東2階  
TEL (23) 1115

**木造住宅耐震改修・建替え補助制度**

木造住宅の耐震化をさらに進めるため、旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震建替えについて、建築基準法の規定以上に耐震性を向上させ、さらに県産出材を使用する場合には最大130万円の補助が受けられます。

**【耐震診断・補強計画】**

●対象となる住宅：▼昭和56年5月31日以前に着工された住宅▼木造2階建て以下の住宅(併用住宅の場合、2分の1以上が住宅用途のもの)▼在来軸組工法により建築された住宅(賃貸は除く)▼初めて補助対象となる住宅

●補助金額：耐震診断や補強計画策定に係る費用の3分の2以内の額で上限額は次のとおりです。

- ▼耐震診断のみ 2万円
- ▼補強計画策定のみ 8万円
- ▼耐震診断と補強計画の策定 10万円

**【耐震改修・建替え】**

先にご案内した耐震診断に

より、耐震改修が必要であると診断を受けた木造住宅を改修する場合や建替ええる場合に助成制度が利用できます。

●対象となる住宅：耐震診断等助成制度の対象となる住宅であることが前提であり、建替えの場合はその建物(70㎡を超えていることを除却して同一敷地内に建て替える必要があります)。

●耐震改修の補助金額：次の合計額で最大90万円です。

- ▼耐震改修に要した費用の2分の1(限度額80万円)
- ▼改修工事に係る契約事業者の本社が市内の場合は10万円上のせ

●建替えの補助金額：次の合計額で最大130万円です。

- ▼80万円
- ▼県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円上のせ
- ▼前述の県産出材のうち八溝材を10㎡以上使用する場合はさらに10万円上のせ
- ▼建築基準法の規定する壁量に対してその1.5倍以上とした場合、またはこれと同等の耐震性を有する場合は

20万円上のせ(ただし市による中間検査あり)

▼建替え工事に係る契約事業者の本社が市内の場合は10万円上のせ

●耐震診断等助成制度、耐震改修費補助制度ともに事前に申請書の提出が必要で

※申請前に古い住宅を解体したり、新しい住宅を建築(着工)した場合には、補助対象になりません。その他にも諸条件があります。

※詳細は、左記までお問い合わせください。

TEL (23) 1178  
問 申建築指導課 B1階

**大田原都市計画(地区計画)の変更**

建築基準法の改正に伴い、本町1丁目地区地区計画および中田原工業団地地区計画の一部を変更しました。詳細は、左記へお問い合わせください。

問 都市計画課 B2階

TEL (23) 8711

**大田原市緑資源リサイクル施設**

当施設は、家庭から出る枝木を受け入れてチップ化する。ことにより、もやせるごみの減量化や資源の再生利用を図っています。枝木の処分をお考えの方や防草材などとしてチップを利用したい方はお問い合わせください。

●受付日：毎週水・土曜 ※年末年始、祝日を除く

●受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

●受入れ可能な枝木：市内の家庭から排出される枝木で、枝の太さが15cmまでのもの(枝木の長さは制限なし) ※次のものは受入れ不可。

- ▼シュロの木▼根や枝がはらわれていないもの▼泥や石が混入しているもの▼腐っているもの▼杭や建設廃材など▼事業者が持込む枝木

●利用対象者：市内に住所を有する方

●受け入れ料金：10kgあたり100円(30kg以下の場合<sup>は無料</sup>)

◆チップは無料配布しています。(※配達はいりません)

問 生活環境課 A1階  
TEL (23) 8706

問 市緑資源リサイクル施設  
TEL (54) 0921

**とちぎ食べきり1.5運動**

日本では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食糧物が、年間621万トン発生していると推計されています。このため、県では食品ロスの削減に向けた取り組みとして、「とちぎ食べきり1.5運動」を実施し、市も推奨しています。宴会やイベントの際は、「もったいない」を心掛け、食べきれる量を注文するなど、食品ロスを削減できるような積極的な運動への協力をお願いします。

●内容：地酒で乾杯し、宴会開始15分間と終了前の15分間を「食べ切り1.5タイム」とし、自席で料理をしっかり食べるだけです。

問 生活環境課 A1階  
TEL (23) 8706